

資料4

子ども・子育て会議資料
平成29年7月4日
教育振興部学校支援課
子ども未来部子育て施策担当課
子ども未来部保育課

国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて

1 要 旨

国は、幼児教育の段階的無償化に伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令（以下「施行令」という。）の一部を改正する政令を、平成29年3月31日に公布した。

については、国の改正の趣旨に沿って、幼児教育に係る保育料等の改定を行う。

2 国が示した改定の内容

(1) 市町村民税非課税世帯の第2子無償化（下表C欄）

(2) 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

・ひとり親世帯等の第1子の保護者負担の軽減措置を更に拡充（下表B欄）

・1号認定のひとり親世帯等以外の世帯の保護者負担の軽減（下表A欄、D欄）

※下表のうち、太線の枠で囲まれた欄に該当する方が改定の対象となる。

階層区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯			
区市町村民税非課税世帯 (年収約270万円未満相当)		C	
ひとり親世帯等			
区市町村民税所得割課税額77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	A※	D※	
ひとり親世帯等	B		
区市町村民税所得割課税額211,200円以下 (年収約680万円未満相当)			
区市町村民税所得割課税額211,201円以上			

※：1号認定のみの保護者負担軽減

3 改正対象となる条例等と改正の概要

- ・公私立認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等の保育料

〈改正の概要〉

上表のBに該当する児童の保育料については、区民税非課税世帯並みに軽減する。(3ページ参照) なお、上表Cに該当する児童の保育料については、既に無償となっている。

- ・区立幼稚園及び子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・私立認定こども園の保育料

〈改正の概要〉

上表のAに該当する児童の保育料について、国の軽減額にあわせて、月額3,600円の保育料を1,600円に減額する。なお、その他B～Dに該当する児童の保育料については、既に保育料が無償となっている。(区立幼稚園のBは、平成29年度より無償化)

- ・従来制度型の私立幼稚園に通園する児童の保護者が支払う保育料に対する補助金(就園奨励費)

〈改正の概要〉

上表のA～Dに該当する児童の保護者に対する補助金が、年額で12,000円～55,000円の増額とする。

4 これまでの経過及び今後の予定

平成29年6月 北区議会における条例改正の承認

7月～8月 規則及び要綱の改正

子ども・子育て支援システムの改修

在園保護者への案内

9月 改正保育料(新制度園のみ)の適用

4月～8月分の保育料再算定による過払い保育料の還付手続きの開始

認証保育所等保育料補助制度の拡充について

1 要 旨

北区では認可保育園や地域型保育施設を中心とした保育施設の整備を行っており、平成 29 年 4 月期の保育園入園についても、待機児童解消のための緊急対策を実施したところであるが、児童数や申請率が増加したことから、待機児童数は大きく減少したものの待機児童ゼロにまでは至らなかった。区民の保育ニーズに対応していくためには、認証保育所などの認可外保育施設（以下「認証保育所等」という。）での保育サービスを活用していく必要がある。

しかし認証保育所等の保育料は、収入に関係なく設定されているため、世帯の収入が低くなるほど認可保育園の保育料との差が大きくなる傾向にある。このため現在一律となっている認証保育所等の保育料補助について、認可保育園の保育料の差に応じた補助額とするとともに、補助額の拡充を図っていく。

2 補助対象者（以下の全項目に該当する方）

- 区内在住者
- 認証保育所及び定期利用保育施設等自治体による認証や認定を受け公費による補助金を受けている認可外保育施設に月 160 時間以上通園する 2 歳児までの子どもがいる世帯
- 保育の必要性の認定を受けている世帯
（既に保育の必要性の認定を受けずに認証保育所等へ通園しているケースもあることから、経過措置として平成 29 年度については認定を受けていない世帯も対象とする）

3 改正内容

（改正前）一律 15,000 円補助

（改正後）認証保育所等における基本保育サービス（保育標準時間の範囲内）と、認可保育園に通園した場合の保育料の差額に応じた補助体系とする。

保育料算定区分及び保育料差額	補助額
保育料算定区分：A・B階層及び 幼児教育の段階的無償化対象児童	55,000 円 (上限額)
45,000 円以上	45,000 円
35,000 ～ 44,999 円	35,000 円
25,000 ～ 34,999 円	25,000 円
25,000 円未満 (※)	15,000 円

(※) 平成 29 年度はこれまでの補助額を維持することとし、来年度以降、保育料の差額が 15,000 円以下となる場合の補助額の見直しを行う。

4 適用時期

平成 29 年 4 月分から適用とする。

5 今後の予定

平成 29 年 6 月 文教子ども委員会報告

利用者及び認証保育所等への周知

7 月 保育料補助申請受付開始 (四半期ごとに申請)

病児保育サービス（施設型）の開始について

1 要 旨

現在、北区では民間保育施設1ヶ所にて施設型病後児保育を実施するとともに、民間事業者が実施する居宅訪問型病児・病後児保育サービス利用料助成を行っている。

今回、さらなる拡充策として病院に併設される病児病後児保育施設1ヶ所にて病児保育サービス事業を7月から開始する。

※病児保育：病気の急性期を過ぎたものの回復期には至っていない子どもを対象とした保育サービス

病後児保育：病気の回復期にある子どもを対象とした保育サービス

2 事業概要

- (1) 利用対象者 満1歳から小学校就学前の乳幼児で、区内の認可保育所や幼稚園等の教育保育施設に通園している乳幼児又は区内在住で他区市の認可保育所や幼稚園等に通園している乳幼児であって、医師が病児病後児保育室の利用が可能と判断した乳幼児（事前登録制）
- (2) 場 所 東京北医療センター病児病後児保育室（1階）
- (3) 利用日時 月曜日～金曜日（土日祝は休室）午前8時～午後6時
※利用初日は同病院にて外来受診が必要
※7月3日（月）から利用開始
- (4) 利用定員 4名
- (5) 保 育 料 1日2,000円、昼食代500円

3 今後の予定

- 平成29年6月 北区ニュース（6月20日号）等にて周知
- 7月 病児保育サービス（施設型）の開始

北区立さくらだこども園の状況について

○住所および連絡先

北区王子5-2-6-103（王子5丁目団地内） ☎03-3914-8486

○認定こども園の事業開始年月日

平成29年4月1日

○施設及び設備の概要

鉄筋コンクリート造14階建(1階部分)
 保育室5室 遊戯室1室 職員室ほか 屋外遊戯場

○開園時間

7時15分から18時15分まで(11時間)

1号認定	2号認定
午前9時～午後2時	午前7時15分～午後6時15分

※ただし、2号認定の利用時間は、保育標準時間・保育短時間の保育必要量の区分に応じた利用時間とします。

(保育短時間の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分のうちの8時間以内)

○一日の流れ

	幼稚園枠(4・5歳児)	保育園枠(4・5歳児)	保育園枠(3歳児)
7:15	預かり保育の子どもは登園	順次登園	順次登園
9:00	各学級の保育室への移動 自分で選ぶ遊び 学級活動		各学級の保育室へ移動 自分で選ぶ遊び 学級活動
11:45頃	昼食時の活動(給食)		昼食時の活動(給食)
12:30	自分で選ぶ遊び 帰りの前の活動		午睡
14:00	降園 ・園庭開放 (預かり保育の子どもは、 保育園枠と同じ流れ)	午睡 (時期や状況に応じて)	おやつ 自分で選ぶ遊び
15:00		おやつ 自分で選ぶ遊び	
16:30	(預かり保育の子どもは、 保育園枠と同じ流れ)	順次降園	順次降園
18:15			

○1号認定子どもの延長保育（預かり保育）

多様な保護者の生活環境や就労形態に対応するため、在園の1号認定の子どもについて預かり保育を実施します。

保育時間等		保育料(日額)
月曜日～金曜日 (1号認定の休園日を除く)	午前7時15分～午前9時	300円
	午後2時～午後4時30分	300円
	午後4時30分～午後6時15分	300円
土曜日・長期休業日 (2号認定の休園日を除く)	午前7時15分～午前9時	300円
	午前9時～午後2時	500円
	午後2時～午後4時30分	300円
	午後4時30分～午後6時15分	300円

☆午前9時～午後2時の延長保育（預かり保育）の給食費 260円（日額）

○2号認定子どもの延長保育（保育短時間の時間内スポット利用）

保育短時間の認定を受けた方で、利用時間の午前8時30分から午後4時30分を超えて利用する場合には、事前のお申し込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって保育料が発生します。

		保育料(日額)
月曜日～土曜日 (2号認定の休園日を除く)	午前7時15分～午前8時30分	300円
	午後4時30分～午後6時15分	300円

○休園日

1号認定	2号認定
<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・夏季休業日 ・冬季休業日 ・春季休業日 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日、国民の祝日 ・12月29日～翌年1月3日

○職員

職員体制

- ・園長
- ・副園長
- ・保育教諭
- ・非常勤栄養士
- ・臨時職員

※ 調理、用務は業務委託です。

※ 当園では区の定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、規定する職員を配置します。

○定員及び学級数（平成29年度）

平成29年6月1日現在

		3歳	4歳	5歳	合計
上段:定員	保育を必要とする子ども (2号認定)	30人	10人	10人	50人
		30人	10人	4人	44人
下段:在籍数	上記以外の子ども (1号認定)	0人	50人	50人	100人
		0人	47人	44人	91人
計		30人	60人	60人	150人
		30人	57人	48人	135人
学級数		1	2	2	5

※平成30年度は、4歳児の定員、1号2号認定共に30名
平成31年度は、5歳児の定員、1号2号認定共に30名

○主な年間行事

	子ども	保護者参加
春4・5・6月	○入園式 ○始業式 ○遠足 ○プール開き	○入園式(新入園児保護者) ○学級懇談会 ○保育参加・参観 ○個人面談(3歳・4歳)
夏7・8・9月	○プール・水遊び ○七夕	○個人面談(5歳) ○参観(4・5歳) ○引き取り訓練
秋10・11・12月	○1学期終業式 ○2学期始業式 ○運動会 ○バス遠足(4・5歳) ○遠足(3歳) ○生活発表会	○運動会 ○保育参加・参観 ○個人面談(5歳) ○生活発表会
冬1・2・3月	○節分(豆まき) ○ひなまつり ○お別れ会 ○修了式 ○2学期終業式	○個人面談(4歳) ○学級懇談会 ○修了式(修了児保護者)

【その他】

☆毎月行っているもの…誕生会・避難訓練・身体測定・安全指導(4・5歳児)

※身体測定…4・5歳児は隔月で行います。

○こども園の教育目標

人間尊重の精神に基づき、心身の調和のとれた発達を助長し、幼児期にふさわしい集団生活を通して、一人ひとりが個性を発揮し、互いのよさを認め合い、主体的に行動する幼児を育成する。

・元気な子 ・がんばる子 ・やさしい子

○給食について

- ・食事を通してマナーや衛生習慣を身に付けていきます。
- ・食物アレルギーの場合は事前に園へお知らせください。
その際に、必要書類のお渡しと、面談を行います。
また、医師に北区指定の「食物アレルギー疾患生活管理指導表」を記入してもらいます。
- ・北区では完全除去食の提供となります。
また、園運営の安全面において、除去食提供が難しい場合には、保護者にお弁当の持参をお願いすることもあります。

〈より楽しい・豊かな給食をめざします〉

* 2週間のサイクルメニュー

認定こども園の給食は、2週間ごとのサイクル（繰り返し）メニューになっています。乳幼児期には、見慣れない物や食べ慣れていない物は嫌がる傾向があります。1巡目より2巡目で食べられるようになったというケースも多くあり、少しずつ食べられるものが増えていきます。

* 栄養バランス

成長期に必要な栄養価を満たし、この時期に不足しがちな鉄分・食物繊維も補給できるよう、子どもたちの好きなもの・苦手なものを組み合わせ、楽しい食事になるように栄養士が献立を立てています。

* 手作りの味・自然の味

サラダのドレッシングやカレーのルー、ゼリーやドーナツ等も手作りで、みそ汁やすまし汁も昆布やかつお節、煮干しなど天然の食材を使用しています。素材のうま味で薄味でもおいしく食べられるように工夫をしています。

* 新鮮な食材

野菜や肉・魚などは園の近くにある商店から、毎朝新鮮なものを届けてもらっています。納品された食材を衛生面に細心の注意を払い調理を行っています。

認定こども園では全職員が協力し、子どもたちの成長・発達に役立つ給食提供に努めています。

子どもの貧困対策の具体的支援策（29年6月補正予算）について

1 要 旨

平成29年3月に策定した北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づき、各主管課により具体的な支援策を実施する。

2 事業名等

主管課：子ども未来課

(1) ひとり親家庭支援サービスPR事業

ひとり親家庭向けのパンフレット等の作成

①パンフレット：部数 1,000部

②周知チラシ：部数 3,000部

(2) 子どもの未来のための養育相談事業

ひとり親家庭等の保護者が、各種手当の手続きのため来庁することの多い児童手当等申請窓口（子ども未来課子育て給付係）の隣に、当初予算においてカウンセラーの資格等を有する相談員を配置する「ひとり親家庭等相談コーナー」を設置する。今回の補正予算では、子どもの養育費等の法律相談を実施するため、弁護士等を月2回程度相談コーナーへ配置する。

(3) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

①開催頻度

月2回以上、定期的を実施することを要件とする

②補助金額

初期経費 10万円

（冷蔵庫、電子レンジ、調理器具、食器等）

※1回のみ

運営経費 20万円（年間）

※29年度は、10月から補助を実施するため10万円

(4) ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業

①対象

ひとり親世帯（児童育成手当受給世帯）等の中学生1、2年生

- ②実施場所
児童館 2か所
- ③定員 40名(20名×2グループ)
- ④実施日時
平日夜間午後6時～8時または日曜日の午前または午後(2時間)
- ⑤実施回数 1か所につき1グループ 週1回実施
- ⑥実施主体 当事業に実績を有するNPOや法人等

主管課：学校支援課

(5) 就学援助費の前倒し支給(中学校新入学学用品等購入費)

平成30年度入学予定者から、就学援助の中学校新入学学用品等購入費を3月に前倒しで支給する。

主管課：生活福祉課

(6) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

支給額

- ①受講修了時給付金(受講を修了した場合に支給)
→受講料の2割(上限10万円)
- ②合格時給付金(受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給)→ 受講料の4割
- ①②を合わせて15万円が上限

(7) 被保護者自立促進事業(高校塾代・大学等受験料助成)

助成額

- ①塾代助成上限

中学3年生	拡充	15万円から20万円へ増額
高校1・2年生	新規	15万円
高校3年生	新規	20万円
- ②受験料助成上限

大学等の受験料	新規	8万円
---------	----	-----

3 平成29年度の予定(実施時期)

7月

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 2(6)

被保護者自立促進事業(高校塾代・大学等受験料助成) 2(7)

8月

ひとり親家庭支援サービスPR事業 2(1)

9月

子どもの未来のための養育相談事業 2(2)

10月

子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 2(3)

ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業 2(4)

平成30年3月

就学援助費の前倒し支給(中学校新入学学用品等購入費) 2(5)